答申の概要

諮問第 131 号 特定の財団法人の評議員会等に係る復命書の部分開示決定に対する異議申立て

件 名	特定の財団法人の評議員会等に係る復命書の部分開示決定に対する異議申立て
本件対象文書	特定の財団法人の評議員会等に係る復命書
非開示理由	条例第7条第2号(個人情報)第3号(事業活動情報)
実施機関	知事 (河川砂防管理室)
諮 問 期 日	平成 16 年 8 月 10 日
主な論点	財団法人の評議員会等に係る復命書の記載内容が個人情報、事業活動情報にあた
	るか。

審査会の結論

静岡県知事が部分開示とした決定は、妥当である。

審査会の判断

1 本件公文書の性質、内容について

本件公文書は、財団法人 の評議員会及び理事会に出席した静岡県土木部職員が作成した復命書である。

復命書は、1日時、2場所、3出席者、4議事の項目から構成されており、「評議員会・ 理事会概要等」、「平成14年度第3回評議員会議案書」、「平成14年度第3回理事会議案書」、「平成14年度 役員名簿」、「 理事会座席表」が添付されている。

2 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号は、本文で「個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの」を非開示情報として規定し、ただし書で一定の例外を設けている。

理事、評議員の氏、財団職員の職、氏、理事候補者、評議員候補者の氏名等の情報は、特定の個人の職、氏名等であるから、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるので、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないので、非開示情報に該当する。

3 条例第7条第3号該当性について

条例第7条第3号は、「法人等に関する情報」で「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

評議員会における理事選任議案についての事務局による説明及びこの議案に対して評議員が述べた意見等並びに理事会において評議員選任議案に対して理事が述べた意見等は、役員の選任という法人の事業活動の遂行の基本を定める重要な審議事項に係る情報であって、内部管理に属すべき情報であるから、公開すれば法人の事業活動の自由を損なうおそれがある。

したがって、これらの情報は、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当し、条例第7条第3号の非開示情報に該当する。

なお、異議申立人は、評議員会における理事選任議案についての事務局による説明及びこの議案に対して評議員が述べた意見等は、協同組合の理事長、副理事長の財団法人

の理事への選任に係るものであるから、本人の知る権利として説明を求めると主張しているが、条例第7条第3号該当性の判断にあたっては、情報を公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるかどうかという観点から判断すべきであって、その情報と開示請求者との関係を斟酌すべきものではないので、この主張は当たらない。